

(7) 警察當局の取締態度

前述したるが如き本縣下に於ける農民団体の示威運動参加は今回の北豊前農民組合を以て嚆矢とするものにして従つて嚴重なる取締が行はれたのである。

即ち農民団体の單獨デモ許容は將來筑後地方の如き縣下農民の集團地域に多數組合員を包擁する日本農民組合其他諸団体に對する先例ともなり、且つ比較的統制訓練に乏しき農民の集團なる爲地主襲撃其他如何なる不祥事を惹起するやも難計依て労働団体に對する取締標準に據るの外、

労働団体のデモに参加すること、組合の介在する競争小作問題のなきこと、の條件を附して許可すると共に、豫め監督者以上の者を所轄警察署に招致して、嚴重警告を加へたのであつた。

かくて當局の取締と組合の自重とに依つて平穩に舉行され、

しかも示威運動として相當の成果を收めたのである。

七、其他農民団体のメーデー當日の行事

a 全國農民組合福佐聯合會（會議派）

メーデー記念演說會を兼ね、組合青年部創立大會を筑紫郡二日市町に開催せり、

参加者は各地方代表百三十餘名に達し相當氣勢を揚げ、更に次の如き傳單を配布貼付せしめた（雜形）